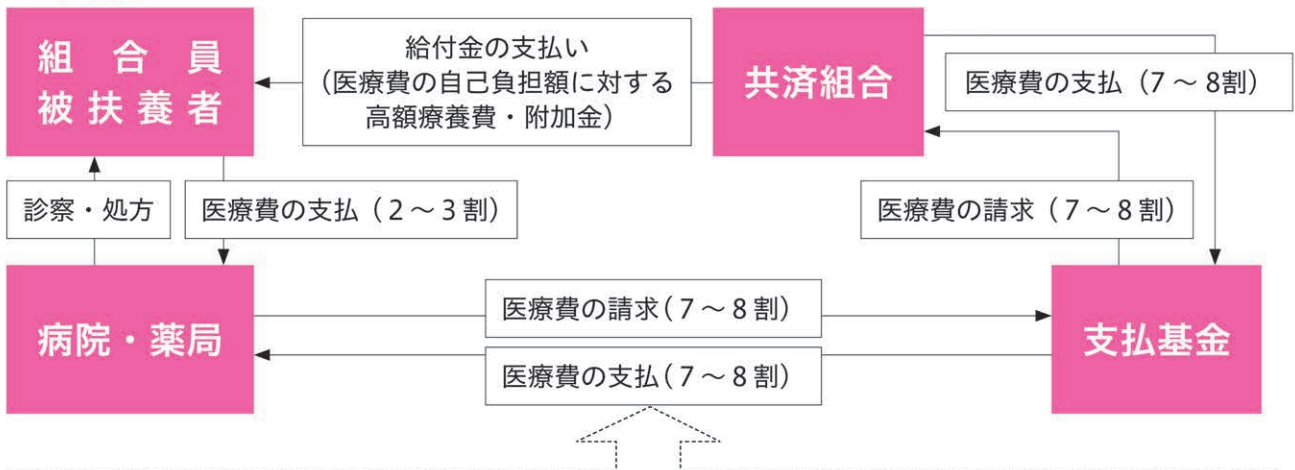


短期給付のしくみはご存知ですか？

病気やけがをして、病院や薬局等の窓口に組合員証及び組合員被扶養者証（以下「組合員証等」という。）を提示し、診察・処方を受けた際は、自己負担として医療費総額の2割又は3割を支払い、残りの8割又は7割を共済組合が支払基金を経由し医療機関等へ支払います。

また、自己負担が高額になった場合は、共済組合から組合員へ高額療養費や附加金を支払います。

■給付のしくみ



【図1】 医療費の負担割合について

	義務教育就学前	義務教育就学後～70歳未満	70歳以上75歳未満
一般	2割	3割	2割
一定以上所得者※	-	-	3割

※療養のあった月の標準報酬月額が280,000円以上の者等

■法定給付

給付の種類	給付事由	給付内容
療養の給付	公務によらない病気やけがで医療機関等を受診したとき	7割支給 ※図1参照
入院時食事療養費	入院時に食事療養を受けたとき	食事療養に要した費用 - 食事療養標準負担額 (1食460円)
入院時生活療養費	入院時に65歳以上の者が生活療養を受けたとき	生活療養に要した費用 - 生活療養標準負担額 (1食460円、居住費1日370円)
保険外併用療養費	保険医療機関等で先進医療等を受けたとき	7割支給 ※図1参照
療養費 家族療養費	・ 保険医療機関等以外の医療機関から診療を受け、組合がやむを得ないと認めたとき ・ 病気やけがで医療機関等を受診したが、療養の給付等を行うことが困難なとき (例：治療用装具の作成、証不携帯による受診等)	7割支給 ※図1参照
訪問看護療養費 家族訪問介護療養費	指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき	7割支給 ※図1参照
移送費 家族移送費	療養の給付を受けるために病院又は診療所に移送され、組合が必要と認めたとき	実費支給
高額療養費	医療機関による診療費（入院時食事療養、入院時生活療養を除く）の自己負担額が高額なとき	図2参照
出産費 家族出産費	出産したとき（妊娠4カ月以上の異常分べん、人工妊娠中絶または流産も該当）	40万4千円 (制度対象分娩の場合は42万円)
埋葬料 家族埋葬料	死亡（公務外）したとき	5万円

網かけの給付は請求が必要

給付の種類		給付事由	給付内容
休業給付	傷病手当金	病気やけがで勤務できなくなり、給料の全部又は一部が支給されないとき	1日につき 標準報酬費日額の×2/3
	出産手当金	出産のため勤務できなくなり、給料の全部又は一部が支給されないとき	1日につき 標準報酬費日額の×2/3
	休業手当金	家族の病気や不慮の災害等のため欠勤し、給料の全部又は一部が支給されないとき	1日につき 標準報酬費日額の×50/100
	育児休業手当金	育児休業により給料の全部又は一部が支給されないとき、育児休業に係る子が1歳（1歳に達する日以降の期間について総務省令で定める場合に該当するときは最長で2歳まで延長可能）に達する日までの期間について支給	<育児休業開始日から180日に達するまでの期間> 標準報酬日額×67/100 <育児休業開始日から181日以降の期間> 標準報酬日額×50/100
	介護休業手当金	介護休業により給料の全部又は一部が支給されないとき	1日につき 標準報酬日額×67/100
災害給付	弔慰金・家族弔慰金	水震火災その他の非常災害により死亡したとき	標準報酬月額×1月分
	災害見舞金	非常災害により住居や家財に損害を受けたとき	損害の程度に応じて支給

網かけの給付は請求が必要

【図2】

所得区分	適用区分	自己負担限度額	多数回該当（※）	
標準報酬月額	830,000円以上	ア	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
	530,000円以上	イ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
	280,000円以上	ウ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
	260,000円以上	エ	57,600円	44,400円
低所得者(住民税非課税)	オ	35,400円	24,600円	

※多数回該当…同一世帯で、その月前12月以内に3回以上の高額療養費が支給されている場合

■ 附加給付

附加給付は、各共済組合がそれぞれの定款で定めるところにより行う給付です。医療費の自己負担額が下表の基礎控除額を超えた場合に支給されます。

【図3】

給付の種類	所得区分※	附加給付の基礎控除額
組合員 一部負担金払戻金	一般 上位	25,000円
被扶養者 家族療養費附加金		50,000円
家族訪問看護療養費附加金		

※所得区分「一般」：標準報酬月額 530,000円未満の者、「上位」：標準報酬月額530,000円以上の者

(例) 組合員が外来診療で1か月の医療費が50万円かった場合 [適用区分ウ (図2)]

○高額療養費

$$80,100円 + (500,000円 - 267,000円) \times 1\% = 82,430円$$

(医療費の3割分)	(自己負担限度額)	(高額療養費)	
150,000円	- 82,430円	=	67,570円

○一部負担金払戻金

(自己負担限度額)	(基礎控除額)	=	100円未満切捨て	(一部負担金払戻金)
82,430円	- 25,000円	=	57,430円	57,400円

高額療養費と一部負担金払戻金を組合員へ支払います。
 なお、給付にあたっては、各医療機関から支払基金を通じて届いた診療報酬明細書等をもって当組合で審査・点検し、該当がある方について送金をしておりますので、組合員からの請求は不要です。

お問い合わせ先

保健課

TEL 095-827-3139